

セーフティネット保証および佐世保市中小企業緊急経営対策資金の認定申請に必要な書類等

◆セーフティネット4号◆

○中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

○最近3か月（見込2か月）及び1年前の同期間の各月の売上高（月別、円単位）が確認できる資料

（例）売上元帳、試算表、決算書など

○（法人）履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書、（個人）確定申告書の写しまたは開業届・許認可証など

○委任状（金融機関の方等が代理で申請に来られる場合）

◆セーフティネット5号（イ）◆

○中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ）

○最近3か月間及び1年前の同期間の各月の売上高（月別、円単位）が確認できる資料

（例）売上元帳、試算表、決算書など

※ただし、日本標準産業分類（総務省統計局作成）中、細分類において2つ以上の業種を営んでいる事業者については、認定対象となる業種それぞれについて最近3か月間及び1年前の同期間の各月の売上高（月別、円単位）が確認できる資料

○（法人）履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書、（個人）確定申告書の写しまたは開業届・許認可証など

○委任状（金融機関の方等が代理で申請に来られる場合）

◆セーフティネット5号（ロ）◆

※必要な資料は商工労働課へお尋ねください。

◆セーフティネット5号（ハ）◆

○中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ハ）

○税理士等が確認した信ぴょう性が担保できる試算表

※ただし、日本標準産業分類（総務省統計局作成）中、細分類において2つ以上の業種を営んでいる事業者については、認定対象となる業種それぞれについて確認できる資料

○（法人）履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書、（個人）確定申告書の写しまたは開業届・許認可証など

○委任状（金融機関の方等が代理で申請に来られる場合）

◆佐世保市緊急経営対策資金◆

※セーフティネット保証と同時申請する場合は、申請書以外の必要書類は1通のみで可。

○佐世保市中小企業緊急経営対策資金融資制度 不況対策資金融資対象中小企業者認定申請書

佐世保市中小企業緊急経営対策資金融資制度 災害対策資金融資対象中小企業者認定申請書 など

○最近3か月間及び1年前の同期間の各月の売上高（月別、円単位）が確認できる資料

（例）売上元帳、試算表、決算書など

※ただし、不況対策資金のうち利益率減少要件を申請する場合は、セーフティネット5号（ハ）と同じ取扱いになります。

○委任状（金融機関の方等が代理で申請に来られる場合）

ご不明な点はお相談ください。 佐世保市経済部商工労働課 TEL0956-24-1111 (3007)